

令和4年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和4年9月20日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和4年9月22日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	山本勝憲君	事業理事兼 庁舎建設室長	水本淳一君	総務課長	大平弘明君
水道課長	安達伸男君	教育次長	井手守道君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第73号 令和4年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第74号 令和4年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第75号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件

日程第5 発議第5号 議員の派遣について

日程第6 請願第1号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書

日程第7 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持
をはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願書

日程第8 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について

追加日程第1 意見書第3号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）の提出に
ついて

追加日程第2 意見書第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、令和4年9月第3回佐々町議会定例会本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、阿部豊君、7番、永安文男君を指名します。

— 日程第2 議案第73号 令和4年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第2、議案第73号令和4年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第73号 朗読）

中身につきましては水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、2ページのほう、支出のほうから御説明をさせていただきたいと思います。2ページをお開きください。

まず、1款1項1目原水及び浄水費の中の修繕費でございます。浄水場の修繕につきまして、緊急的に修繕が必要な箇所というのが多々発生しましたものと、その中でちょっと費用が大きくなるものというのが発生しております。ですので、下半期の修繕料が不足するような状況になっておりますので、220万円の補正を計上しているところでございます。

それから、その下の動力費でございますけれども、こちらは浄水場の動力費で、電気代でございます。令和3年度の実績からの比率としましては約1.3倍の見込みを立て、654万4,000円の補正を計上しております。

その次、2目配水及び給水費、こちらの動力費、これも配水池・ポンプ所の電気代でございます。こちらにつきましても、令和3年度の実績からしますと1.3倍ということで見込みを立てまして、電気代の補正として196万8,000円を計上をさせていただいているところでございます。

それから、4目の総係費の一番下でございます。光熱水費、庁舎電気料。こちらは、一般会計のほうで庁舎の電気料として補正があったかと思いますが、その分につきましては、課の中に班がございます。その班が20班ございまして、その班数に応じて上水道、下水道も一緒ですけれども、負担をしております。20班ですので20分1の16万4,000円、こちらを補正をさせていただいているところでございます。

それ以外につきましては、4月1日の人事異動、それから期末手当の減額調整、それと会計年度任用職員に係る社会保険料から共済のほうへの組替えを計上をさせていただいているところでございます。

戻っていただきまして、1ページになります。こちらは歳入です。

支出で増額する分について、消費税、地方消費税の還付金として98万9,000円を収入のほうに計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

1点だけですが、先ほどお話のあった、浄水場の修繕費の中の緊急的な修繕が発生して、うち規模の大きなものが幾つかあるというお話ですが、代表的なものっていうか、どういふものがあるのかって二、三御紹介いただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず一番大きかったものとしましては、浄水場の原水濁度計、これが故障いたしまして、これの取替え修繕を行っております。これが200万円強の修繕料が必要になっております。

これ以外に、報国水源の導水管の管内が閉塞しつつあるというふうな状況、それから、塩素注入のポンプの故障ですとか、監視装置の故障、こういったものがございまして、もともと当初予算で組んでおった220万円、これが不足するというふうな状況になったということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第73号令和4年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第3 議案第74号 令和4年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第74号令和4年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第74号 朗読）

中身につきましては水道課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

それでは、めくっていただきまして2ページ、支出のほうから御説明をさせていただきたいと思えます。

1款1項2目汚水ポンプ場費です。こちらも先ほどと同じように動力費としまして、大新田中継ポンプ場等の電気料でございます。こちら令和3年度の実績と比較しますと、こちらも約1.3倍という見込みを立てまして、150万円の補正をさせていただいております。

それから、3目雨水ポンプ場費、こちらも動力費としまして大新田第2排水ポンプ場の電気料でございます。こちらにつきましては、令和3年度からの実績と比較しまして約1.6倍の見込みを立てまして、51万円の補正をさせていただいております。

それから、同じく動力費の関係で4目の処理場費、動力費として浄化管理センターの電気料でございます。こちらは、令和3年度実績の約2倍という見込みを立てまして、1,874万5,000円の補正を計上をさせていただいております。

それ以外に、同じく4目の備用品費で、浄化管理センター備用品費として潤滑油等の価格高騰によります増額、それと処理量の若干増加傾向にございますので、高分子凝集剤という薬剤

が不足する見込みとなっておりますので、その分を合わせて121万3,000円の補正をさせていただいているところでございます。

それから、その下、光熱水費ですけれども、旧農業集落排水施設の電気料でございます。こちらは令和3年度との単純な比較ができませんので、既に施設は停止しております。動力は、もう電気の契約は終了してる、切っておるわけですけれども、電気代の部分で若干こちらも伸びが見込まれますので、こちらも電気代部分の約1.3倍の見込みで1万9,000円を補正をさせていただいております。

それから、5目の総係費の一番下、光熱水費、すいません、3ページになります。光熱費でございますけれども、上水と同じように庁舎の電気料全体の20分の1の16万4,000円を計上をさせていただいております。

それ以外につきましては、人事異動、それから期末手当の減額調整、会計年度任用職員に係ります社会保険料と共済組合負担金の組替え等の人件費の補正をさせていただいているところでございます。

戻っていただきまして、1ページになります。収入です。

まず、支出に伴います消費税の還付金としまして、一番下になりますけれども、汚水事業分で196万8,000円、雨水事業分で4万7,000円。

それ以外につきましては、雨水処理の負担金と汚水処理の繰入収益ということで、一般会計からそれぞれ雨水のほうは46万3,000円、汚水のほうは1,863万4,000円の繰入れを行うようにしております。雨水につきましては基準内繰入れ、汚水につきましては全額基準外の繰入れと、こういうふうな状況になっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ちょっと資産についてお伺いします。

旧農業集落排水施設ということで、1つは廃止して1つが使ってる利用状況ということですが、廃止した分については何か資産の活用ということで何か利用されておるのか。この1つ残ってる分は志方の分か、角山の分か、どちらでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

すいません、説明がまずくて申し訳ございません。旧農集の施設としまして志方と角山と2か所ございますが、2か所とも下水道の接続は3年度に完了しております、どちらの施設も廃止をしております。電気の契約を切ったというのは動かすための動力の契約を切ったということですが、電灯のほう、そちらは契約を継続しております、そちらの分の電気代の補正ということで今回計上させていただいているところでございます。

最初の質問の施設の今後の活用につきましては、まだ中の機械設備等がそのまま残ってる状態ですので、これを撤去した後に何らかの活用をというふうには検討しておりますが、まだその活用の方策というところはまだ結論づけができてないという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

すいません。先ほどの報告の中で、浄化管理センターの電気料ですかね、これが前年度の2倍というふうに言われて、そのほかは1.3倍というふうな。それは違うのはどうしてですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

これ、それぞれいろんな施設ございますけれども、この浄化管理センター単体で契約しておるわけではございませんで、電力自由化のときにいろんな施設を束ねて新電力との契約をしてあるという関係で、総務課のほうでお世話をいただいている関係があるんですけども、そちらで今回一般会計のほうでも総務課のほうからちょっと説明があつておりましたとおり、10月から新しく新電力の契約が変わるところで、その見込みとして浄化管理センター分は2倍になるという試算となっておりますということでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

いや、その理由がよく分からないですよ。要するに、従来も新電力の契約してた際は、全体、単価としては、電気の単価としては一律だったわけでしょう。いや、それが要するに浄化センターの分が使用量が多いので単価が安いという契約だったのか。そうじゃなくて、基本的にはみんな一律の契約だったんじゃないのかと思うんですよ。いや、私の想像ですけども。それがどうしてここだけが単価が2倍になるのかというのがよく分からない。いや、要するに、水道課のほうで分からなければ総務課のほうでも構わないんですけども。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（10時19分 休憩）

（10時23分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

休憩をいただきまして誠に申し訳ございませんでした。

上がった理由といたしましては、算定に係ります燃料費等調整額、こちらがほかの施設と同じように上がってるっていう部分で1.3倍から1.4倍、これに加えて、浄化管理センターの電気の使用量が増加しております。その2つの要因で約2倍というふうな結果となっております。

す。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

浄化センターだけが電気の単価が違うということではないということですね。単価が同じなんだけど使用量が増える見込みであるということなので2倍の計上をしていますというのが中身ですね。分かりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論終わります。

これから採決を行います。

議案第74号令和4年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

しばらく休憩といたします。

（10時25分 休憩）

（10時46分 再開）

— 日程第4 議案第75号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第75号佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第75号 朗読）

次のページに履歴書等を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。
議案第75号佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 日程第5 発議第5号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、発議第5号議員の派遣についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第5号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。発議第5号議員の派遣については原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

— 日程第6 請願第1号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、請願第1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書を議題とします。
6月の定例会で、産業建設文教委員会へ付託され、請願第1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書について、委員長から委員会報告をお願いします。
5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

5番、長谷川です。請願第1号委員会付託の報告をさせていただきます。

令和4年6月定例会において、産業建設文教委員会に付託されました請願第1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書について御報告をさせていただきます。

令和4年7月29日金曜日、午前10時から付託審査を行いました。この請願の付託審査を行うにあたり、紹介議員の永田議員から趣旨説明を受け、全議員お手元の委員会報告に添付してあります制度に関する資料の確認を行い、理解を深めました。

紹介議員より、この請願についてはインボイス制度そのものが分かりづらいところがあり、この制度を導入されると小規模事業者、個人事業主に影響が大きいと考えられる。インボイスをつけないと収益が減ることになり、来年の9月までに準備をしなければいけないということは非常に拙速ではないか。また、コロナ禍で準備を進めることが大変であり、廃業することも当然あり得るのではないか。少なくとも来年の10月実施というのは延期すべきではないか。事業者、特に中小企業が納得できる段階にくるまでは延期していただければいけないという趣旨です。この説明を受けました。

委員から討論があり、登録申請も令和5年3月31日が期限となっており、これに該当する中小企業の方にもこの制度について熟知されていない現状である。また、免税事業者が約500万社あり、これに対する取引排除や不当な値下げが圧力を生じる懸念があり、今日においては中小企業はコロナ対応に追われ、インボイス制度の準備に取りかかる状況ではない。この制度については中止を求めるのではなく、延期を求める意見がありました。

ほかに討論もなく、請願第1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書を採択することに異議もなく、委員会として請願第1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書は採択することに決定いたしました。

以上です。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

委員長からの報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

本体的に延期を求める請願ということで、これにつきましては私も同意をいたしますけれども、佐々町の商工会の会長及び事業者の方に対しての意見聴取の状況は審査していただけたのかどうか。また、長崎県下における各市町村のこれに対する、多分出ていると思うんですが、その状況については、担当は企画になつとかな。状況が分かれば答弁願いたいです。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

議員より御指摘いただいた商工会のほうでは、私の知る限りでは講習会を何度か行って、消費者とか事業者宛てに講習を行っていると同っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町のほうのあれは。そしたら暫時休憩しましょうかね。
しばらく休憩します。

（10時55分 休憩）

（10時58分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

先ほど御指摘いただきましたお話ですが、インボイスに関して、当委員会は令和4年の7月29日に審査しておりますので、その後に商工会のほうで事業者向けにお話があったとお聞きしております。だから、委員会としては商工会の事業主さん方々の御意見等は伺っておりません。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

委員会としては調査してないということでございます。いいですか。（須藤議員「県下市町村の。」）
しばらく休憩します。

（10時59分 休憩）

（11時02分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

インボイス制度のことで御不明な点がまだ多々あるみたいですが、県内3市7町議会のインボイス制度に関する意見書などの資料をいただいております。その中で、佐世保市などは延期を求めるものと、そして波佐見町は中止を求めると、インボイス制度に関してです。東彼杵町も中止を求めると。川棚町も中止を求めると出ております。佐世保市議会は、請願においての延期を求める件に関しては、不採択となっております。
以上、報告です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

ここに資料をいただいているんですけど、去年の12月までの状況なものですから、6月定例議会までほかの市町村がどうだったのかなと理解しておきたいなと思って、長崎市とか大村、長与、時津、新上五島、小値賀とかが出たのか、出なかったのか、ちょっと聞きたかったものですから、お尋ねしました。これはこれで結構です。

それで、議会としては不採択になったりしとるもんですから、ここであえて佐々はどういう決断をするか、皆さんの判断だろうと思って、質問しました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これから討論を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

県下の情勢を見ますと、まだまだ延期を求めるものについてはやぶさかではございませんが、今しばらく、私としては近隣の議会の状況を見てから判断すべき。今回ののは、反対といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

1番。

1 番（平田 康範 君）

それでは私のほうからの賛成討論をいたします。請願第1号に対して、賛成の立場から討論いたしますけども、先ほどから説明でもあっておりましたように、インボイス制度は売上高の1,000万円以下の免税業者が課税事業者になることで、消費税の仕入税額控除を受けることができる一方、この適格請求書の保存が必要となるということから経理業務の煩雑化など、デメリットの側面もあります。

また、この制度につきましては、令和5年10月1日からスタートするわけですが、そのスタートすると同時に登録を受ける必要があるわけですが、これにつきましては令和5年3月31日までに登録申請を税務署のほうに提出しなければなりません。先ほども言いましたように、各種団体等の説明会と、これはもう今日においては、開催されて理解されていると思いますが、現実として免税業者の方々はこの制度をまだ熟知されていないというふうに判断をいたします。

また今日においては、コロナ対応に追われ、さらには今言われておりますように、物価高倒産、これが拡大している中で、このインボイス制度の準備に取りかかる、そのような状況にはないと判断をいたします。したがって、新型コロナウイルス感染症により危機的な経済情勢である現状では導入を延期し、日本経済が回復するまでは、この導入時期を延期すべきと考え、佐々町議会もこのことに対しては意思を示すべきだと、私は思います。

この請願につきましては、中止を求めるものではなく、延期を求める請願でありますので、賛成といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

請願第1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書は、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり、採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は採択されました。

— 日程第7 請願第2号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の
堅持をはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願書 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願書を議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（請願第2号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。請願第2号について、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会に付託することを省略することに、異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願書について、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員から発言がありましたら、許可します。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

例年、この請願につきましては皆様の御理解と御協力によりさせていただいております。前回は令和元年からちょっと間が開きました。コロナ禍の影響ということで、今回、再度お願いするものでございます。

例年は、県下8割ほどの市町において実施されておりました、現状、今回のこの請願関係については県においても採択され、近隣においては平戸、松浦についても御同意をいただいているという状況でございます。

内容につきましては、事務局長が朗読していただいたとおり、小学校においては、長崎県は特に県の努力によって少人数学級が進められておりましたが、記載のとおり、2021年の法改正により全国一律に段階的な35人学級へと進められてきております。記載されておりますとおり、三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられまして、交付税の対象のほうに進められております。よって、財政力の弱い自治体ほど格差が拡大しているという指摘があります。

こういったところを払拭するためにも、もともとの2分の1に還元していただきたいという趣旨の請願でございます。どうか、議員各位の御理解と御賛同を切にお願いして、紹介議員からの内容とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願書を採択することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願第2号ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持をはかるための2023年度政府予算に係る意見書採択の請願書は採択することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

（11時16分 休憩）

（11時30分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に追加案件2件あっております。

議会運営委員会を開催し、協議いたしました。案件の内容は、永田勝美君から意見書第3号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）の提出と、阿部豊君から意見書第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出についてです。

皆さんにお諮りします。2件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、永田勝美君から意見書第3号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第1とし、阿部豊君から意見書第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第2とし、以上の2件を議題とすることに決定いたしました。

資料配布のため、しばらく休憩といたします。

（11時31分 休憩）

（11時32分 再開）

— 日程第8 意見書第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、意見書第2号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について、を議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（意見書第2号 朗読）

議長（淡田 邦夫 君）

提出者から発言がありましたら、許可します。

6番。

6番（阿部 豊 君）

御承知のとおり、政府予算編成スケジュールは6月に、いわゆる骨太方針等で政府全体の基本的な方針が示され、年末の財務省・総務省間の協議で地方財政対策と翌年の地方財政計画が策定されることとなります。そのため、政府の予算編成のスケジュールに合わせ、地方財政確立の取り組みを進めることが重要と考えております。

総括的な課題としての紹介にさせていただきますけれども、2022年度の地方財政対策では、一般財源総額が約62兆円と骨太方針2021年に記載されているとおり、ほぼ前年度の水準が確保されました。地方交付税においても同様に約18兆円程度と、三位一体改革以降では最高の水準になっております。前年度である2021年度、この年もコロナ禍によりかなりの税収減が予想されておりましたが、結果的に国の税収は過去最高記録をしました。そのため、税収の上振れ分として補正予算が組み込まれ、翌年度である2022年度地方交付税財源分として約1.3兆円が繰り越されています。

2022年度の地財計画は、ほぼ前年どおりの水準に据え置かれたとも考えられます。骨太方針が前年度水準を確保するとしてきた背景には、国の著しい財政状況を地方に転嫁しない、いわゆる縮小化への歯止めとしての機能が期待されておりましたけれども、2022年度の地財計画を見ると、むしろ前年度水準を上限化しているようにも思われます。

現在の地方財政は急激な高齢化を反映し、恒常的に社会保障費が増加する性格を持っております。これに加えて、脱炭素化、デジタル化など、新たな業務の増加の一途をたどっており、果たして今までとおりの地方財政規模を確保するのみで、これまでどおりのサービス水準を提供できるか否か、大いに疑問であります。コロナ禍でも明確になったとおり、地方で提供される社会保障サービス等を支えるのは現場です。実際に、今回の地財計画においては、全国ベースで地方公務員を5,000人増加させることを見込まれております。

積極的な財源の確保を求める、そういった趣旨の意見書でございますので、どうか議員各位の御理解と御賛同を切にお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。意見書第2号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出については可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第2号地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出については、可決されました。

事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させていただきます。

— 追加日程第1 意見書第3号
消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）の提出について —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第1、意見書第3号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（意見書第3号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

提出者から発言がありましたら、許可します。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

委員会で全会一致で採択いただきまして、先ほど来の討論にあたって、その趣旨については述べられているところですが、1点だけ申し上げますと、いわゆるこのインボイス制度が導入されると、1,000万円以下の事業者、いわゆる個人事業主の方も対象になるわけです。そうなりますと、例えばシルバー人材の方だとか、そういった方々も対象になるということで、非常に影響が大きいということもありますし、そういう意味では概ね数千億円、いろんな説がありますけども、3,000億から5,000億ぐらいの増税になる見通しだということが言われております。

そういった意味では、今後、消費税を引き上げていく上でも、このインボイスが必要になるのだと、複数税率をやっていく上ではインボイスが必要になるのだという説明等もされていて、そういった意味では極めて慎重であるべきだし、この取り組みについては今回延期の意見書というのは妥当であると思いますので、是非とも皆様の御賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論はないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。意見書第3号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）の提出については、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第3号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）の提出については、可決されました。
事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させていただきます。

— 追加日程第2 意見書第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育
国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出について —

議 長（淡田 邦夫 君）

追加日程第2、意見書第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（意見書第4号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

提出者から発言がありましたら、許可します。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

事務局長から朗読説明があったとおりでございます。現場の声、地方の声を国に求め、自治体間の教育格差が生じないようにというような趣旨の意見書でございますので、どうか議員各位の御理解と御賛同をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。意見書第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出については、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数の改善と義務教育国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）の提出については、可決されました。

事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（11時51分 散会）